

の長であつた期間が十二年以上ある者に對して支給する障害厚生年金の額は、同法第五十条第一項から第三項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に地方公共団体の長であつた期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額に平成十五年四月一日前の地方公共団体の長であつた期間の月数（当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四）を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を加算した額とする。

3 障害厚生年金（障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。以下この条において同じ。）の受給権者に對して更に前項の規定によりその額が算定される障害厚生年金（以下この項及び第五項において「長の障害厚生年金」という。）を支給すべき事由が生じた場合又は長の障害厚生年金の受給権者に對して更に障害厚生年金を支給すべき事由が生じた場合における厚生年金保険法第四十八条第一項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害厚生年金の額は、同法第五十条第一項から第三項までの規定にかかわらず、前項の規定を適用しないものとして同条第一項から第三項までの規定により算定した額に地方公共団体の長であつた期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額に平成十五年四月一日前の地方公共団体の長であつた期間の月数（当該月数が百四十四

四を超えるときは、百四十四）を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を加算した額とする。

4 前項の規定は、同項の規定によりその額が算定された障害厚生年金の受給権者に対して更に障害厚生年金を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

5 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者が厚生年金保険法第五十八条第一項第一号、第二号若しくは第四号に該当する場合又は長の障害厚生年金の受給権者が死亡した場合におけるその者の遺族に支給する遺族厚生年金の額は、同法第六十条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に地方公共団体の長であつた期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額の四分の三に相当する額に平成十五年四月一日前の地方公共団体の長であつた期間の月数（当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四）を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を加算した額とする。

6 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者に支給する厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の額は、第一項並びに同法第四十三条第一項及び附則第九条の二第二項（同法附則第九条

の三第一項及び第三項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。次条第一項第二号において「平成六年国民年金等改正法」という。）附則第十八条第二項、附則第十九条第二項及び第四項並びに附則第二十条の二第二項及び第四項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、厚生年金保険法第四十三条第一項又は附則第九条の二第二項の規定により算定した額に地方公共団体の長であつた期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額に平成十五年四月一日前の地方公共団体の長であつた期間の月数（当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四）を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を加算した額とする。

7 前各項に定めるもののほか、第一項から第三項まで、第五項及び前項に規定する平均標準報酬額の算定その他この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（控除期間等の期間を有する者に係る退職共済年金の額の特例）

第六十七条 地共済組合員等期間のうちに改正前地共済施行法第二条第一項第二十二号に規定する共済控除期間及び改正前地共済施行法第七条第一項第三号から第五号までの期間並びに改正前地共済施行法第八十三条第一項第三号の期間（以下この条から附則第六十九条までにおいて「控除期間等の期間」という。）

を有する者に対する附則第六十三条第一項の規定による退職共済年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から次の各号に掲げる者（地共済組合員等期間が二十年以上である者に限る。）の区分に応じ、当該各号に掲げる額を控除した額とする。

一 地共済組合員等期間が四十年以下の者 退職共済年金の額（厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金の額のうち地共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を加えた額）を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額

二 控除期間等の期間以外の地共済組合員等期間が四十年を超える者 退職共済年金の額（厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、六十五歳に達するまでは、同法附則第九条の二第二項第一号（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年国民年金等改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項においてその例による場合を含む。次項において同じ。）の規定により算

定した額又は平成六年国民年金等改正法附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額（次項において「繰上げ調整額」という。）に相当する額を除く。）を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額

三 地共済組合員等期間が四十年を超えるか、控除期間等の期間以外の地共済組合員等期間が四十年以下の者 次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ 控除期間等の期間のうち四十年から控除期間等の期間以外の地共済組合員等期間を控除した期間に相当する期間については、第一号の規定の例により算定した額

ロ 控除期間等の期間のうちイに規定する期間以外の期間については、前号の規定の例により算定した額

2

前項の規定を適用して算定された厚生年金保険法附則第八条の規定の例による額のうち、同法附則第九条の二第二項第一号に掲げる額又は繰上げ調整額に相当する額が、地共済組合員等期間が二百四十月であるものとして算定した同号に掲げる額又は繰上げ調整額より少ないとときは、これらの額をもつて当該相当する額とする。

(控除期間等の期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例)

第六十八条 地共済組合員等期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者に対する附則第六十三条第一項の規定による障害共済年金の額は、厚生年金保険法第五十条第一項においてその例によるものとされた同法第四十三条第一項の規定を適用するとしたならば同項の規定により算定した額から、

その額（同法第五十条の二第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額をえた額）を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数（その月数が地共済組合員等期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を乗じて得た額を控除した額とする。

(控除期間等の期間を有する者に係る遺族共済年金の額の特例)

第六十九条 地共済組合員等期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者の遺族（厚生

年金保険法第五十九条に規定する遺族をいう。附則第七十二条において同じ。）に対する附則第六十三条

第一項の規定による遺族共済年金の額は、当該遺族共済年金の額から、その額（同法第六十二条第一項の規定により加算される額に相当する額を除き、国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合に

は当該遺族基礎年金の額を加えた額)を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数(その月数が地共済組合員等期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数)を乗じて得た額を控除した額とする。

(地共済組合員等期間を有する者に係る退職共済年金の額の特例)

第七十条 地共済組合員等期間を有する者に対する附則第六十三条第一項の規定による退職共済年金の額(国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金の額のうち地共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額(第三項において「老齢基礎年金の組合員期間相当額」という。)を加えた額とし、同法の規定による障害基礎年金(厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者(以下この項において「第三号厚生年金被保険者」という。)である間に当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る国民年金法第三十条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日があるものに限る。)が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額とし、同法の規定による障害基礎年金(第三号厚生年金被保険者でない間に当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る同法第三十条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日があ

るものに限る。）が支給される場合には、当該障害基礎年金のうち地共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額（第三項において「障害基礎年金の組合員期間相当額」という。）を加えた額とする。以下この項及び次項において「控除前退職共済年金額」という。）が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の再評価率（厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。）の改定の基準となる率であつて政令で定める率（以下この条から附則第七十二条までにおいて「改定基準率」という。）を順次乗じて得た額を超えるときは、退職共済年金の額は、附則第六十三条第一項の規定にかかわらず、控除前退職共済年金額を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に施行法適用期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）を同条第一項の規定により算定した額から控除した額とする。

2 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場

合には、老齢基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とし、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額又は障害基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とする。）より少ないときは、当該乗じて得た額をもつて当該控除後の退職共済年金の額とする。

4 附則第六十三条第一項の規定による退職共済年金の受給権者が遺族厚生年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、前三項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

5 前各項に定めるものほか、地共済組合員等期間を有する者に対する附則第六十三条第一項の規定による退職共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（地共済組合員等期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例）

第七十一条 地共済組合員等期間を有する者に対する附則第六十三条第一項の規定による障害共済年金の額（国民年金法の規定による障害基礎年金（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害基礎年金に限る。以下この条において同じ。）が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額

とする。以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。）が二百五十万円に平成二十一
年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た額を超えるときは、障害共済年金の額は、附則第六十三
条第一項の規定にかかわらず、控除前障害共済年金額を地共済組合員等期間の月数（当該月数が三百月未
満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に施行法適用期間の月数を乗じて
得た額（次項において「障害共済年金控除額」という。）を同条第一項の規定により算定した額から控除
した額とする。

2 前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超えるとき
は、当該百分の十に相当する額をもつて障害共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年
度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た額（国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場
合には、当該障害基礎年金の額を控除した額とする。）より少ないとときは、当該乗じて得た額をもつて当
該控除後の障害共済年金の額とする。

4 前二項に定めるもののほか、地共済組合員等期間を有する者に対する附則第六十三条第一項の規定によ

る障害共済年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

(地共済組合員等期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の額の特例)

第七十二条 地共済組合員等期間を有する者の遺族に対する附則第六十三条第一項の規定による遺族共済年金の額（国民年金法の規定による遺族基礎年金（当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される遺族基礎年金に限る。以下この条において同じ。）が支給される場合には、当該遺族基礎年金の額を加えた額とする。以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という。）が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た額を超えるときは、遺族共済年金の額は、附則第六十三条第一項の規定にかかわらず、控除前遺族共済年金額を地共済組合員等期間の月数（厚生年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に施行法適用期間の月数を乗じて得た額（次項において「遺族共済年金控除額」という。）を附則第六十三条第一項の規定により算定した額から控除した額とする。

2 前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるとき

は、当該百分の十に相当する額をもつて遺族共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た額（国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合には、当該遺族基礎年金の額を控除した額とする。）より少ないとときは、当該乗じて得た額をもつて当該控除後の遺族共済年金の額とする。

4 附則第六十三条第一項の規定による遺族共済年金の受給権者（地共済組合員等期間を有する者の遺族である者に限る。）が、老齢厚生年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、当該遺族共済年金の額は、前三項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

5 前各項に定めるもののほか、地共済組合員等期間を有する者の遺族に対する附則第六十三条第一項の規定による遺族共済年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

（費用の負担）

第七十三条 組合が附則第五十四条及び第五十九条の規定により支給する一時金である給付及び年金である給付に要する費用の負担については、次に定めるところによる。

一 当該費用のうち、地方公務員共済組合の組合員であつた期間以外の期間として年金額の計算の基礎となつてゐるものに対応する費用については、改正前地共済施行法第九十六条の規定による費用の負担の例による。

二 当該費用のうち、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる費用及び同項に規定する政令で定める費用に相当する費用については、国民年金の管掌者たる政府が負担する。

三 当該費用のうち、改正前地共済法第百十三条第二項第三号に掲げる費用及び昭和六十年地共済改正法附則第百二十条第三号に規定する給付に要する費用（前二号に規定する費用を除く。）については、改正前地共済法第百十三条第二項第三号に掲げる費用の負担の例による。

四 当該費用のうち、昭和六十年地共済改正法附則第三十三条第一項の規定により国又は地方公共団体が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用については、国又は地方公共団体が負担する。

（私立学校教職員共済法の標準報酬月額に関する経過措置）

第七十四条 施行日前に改正前私学共済法第二十二条第二項、第五項、第七項又は第九項の規定により定められ、又は改定された平成二十二年三月における短期給付に係る標準給与の月額は、同年八月までの各月の標準報酬月額とする。

(改正前私学共済法による退職共済年金の支給)

第七十五条 旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、改正前私学共済法の退職共済年金の支給要件に関する改正前私学共済法その他の法律の規定（これら の規定に基づく命令の規定を含む。以下この条及び次条において「改正前支給要件規定」という。）は、これららの者について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に關し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

一 施行日の前日において改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の二又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権を有している者

二 施行日の前日において改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を有してい る者（前号に掲げる者を除く。）

(改正前私学共済法による給付)

第七十六条 施行日前に給付事由が生じた改正前私学共済法による年金である給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定により支給される改正前私学共済法による年金である給付を含む。）及び旧私学共済法による年金である給付については、改正前私学共済法の長期給付に関する改正前私学共済法その他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(日本私立学校振興・共済事業団の長期給付に係る掛金の徴収等に関する経過措置)

第七十七条 改正前私学共済法の規定による日本私立学校振興・共済事業団の長期給付に係る掛金の徴収、当該掛金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分並びに当該掛金その他徴収金に係る先取特権については、なお従前の例による。当該掛金の還付についても、同様とする。

(日本私立学校振興・共済事業団の業務等に関する経過措置)

第七十八条 第七条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法の規定の適用については、当分